

国海員第183号
令和3年10月20日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第389号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社ナビライン	神奈川県横浜市南区大岡一丁目58番47号
株式会社Sea Traction	兵庫県神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 7F-711
TMS株式会社	岡山県備前市日生町日生648番地28